

名古屋市地域防災計画の 修正案について (主な事項・概要)

- 1 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応
- 2 避難生活における良好な生活環境の確保
- 3 宅地造成等工事規制区域の指定
- 4 災害協定の締結
- 5 避難情報発令基準の改定

1 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応

南海トラフ地震臨時情報とは . . .

- ・ 南海トラフ沿いで、M6.8以上の地震発生時などに発表される情報
- ・ 連続して地震が発生する可能性が、平時と比べて一定程度高まっているとされる状況

令和6年8月8日

運用後初めて、南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震注意) が発表

<課題>

- ・ 長期間の配備における体制の確保、
人員の調整について苦慮
- ・ 初めての臨時情報を受けてどう対応
すべきか、市民に戸惑いがあった



1 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応

①配備体制の考え方の整理

情報の区分	非常配備の種別	内 容
南海トラフ地震 臨時情報 (調査中)	巨大地震 注意配備	続報を逃さない連絡体制を確保し、 <u>以降発表される情報に応じた応急対策活動を速やかに実施できる</u> 要員を確保するもの
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	巨大地震 注意配備	後発地震に対して <u>注意</u> するために必要な応急対策活動を実施し、 <u>事態の推移に即応できる</u> ための要員を確保するもの
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	巨大地震 警戒配備	後発地震に対して <u>警戒</u> するために必要な応急対策活動を実施し、 <u>事態の推移に即応できる</u> ための要員を確保するもの

 臨時情報発表後、経過時間により実施する応急対策業務（量）に応じて必要な人員を算定できるよう、配備体制の考え方を整理（臨時情報発表後に実施する業務を『初動業務』・『継続業務』に整理し、それぞれで計画人員を算定）

1 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応

②市民への広報内容の見直し

重点的に周知する事項（平時との違いを明確に示す）

○地震発生リスクの違い

- ・ 平時と比べて「相対的に高まっている」
→ 「**百倍程度高い**（巨大地震警戒）」 「**数倍程度高い**（巨大地震注意）」

○臨時情報発表時の防災対応の違い

- ・ 市民の取るべき行動として、すぐ逃げられる態勢の維持、非常持出品の常時携帯など、**特別な備えを明示**
- ・ 日頃からの地震への備えの再確認及び特別な備えをした上で、**社会経済活動を継続**
- ・ 過度な買いだめ、買い急ぎの抑制

日頃からの地震への備えの再確認

- 安全な避難場所・避難経路の確認、ご家族との連絡手段の確認、家具の固定、非常食などの備蓄の確認 など



臨時情報の発表に伴う特別な備え

- 昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯 など



2 避難生活における良好な生活環境の確保

令和6年能登半島地震

避難所の生活環境に様々な課題



内閣府「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」改定

①食事の質の確保

- ・調理設備を有する施設等の活用により、避難所における適切な食事の確保に努める旨を修正

②生活空間の確保

- ・生活必需品の例として、パーティションやテント、簡易ベッドを追記
- ・これまで1人当たり2㎡を目安に確保してきた避難スペースについて、避難所生活の長期化を見据え、スフィア基準に沿った3.5㎡の確保に努める旨を追記
- ・男女別トイレ、男女別更衣室などのスペース、キッズスペース（子どもの遊び場）などについて、運営上必要な用途に応じた目的別スペースとして追記（事前に施設レイアウト等を作成）

パーティション（珠洲市の例）



段ボールベッド（輪島市の例）

3 宅地造成等工事規制区域の指定

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)

制度上の課題

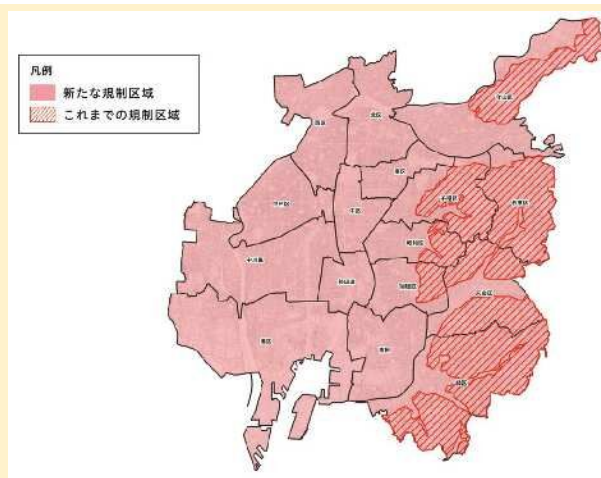
- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)が令和5年5月に施行
- ・ 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止することを目指すもの
- ・ 都道府県知事、政令指定都市等の長は、規制区域を指定し、宅地造成、盛土等に関する許可等を担う

名古屋市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定(令和7年5月19日)

- ・ 土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、一定規模以上の盛土等を行う場合は、許可が必要
- ・ 土地所有者や管理者等は、災害が乗じないように盛土等を安全に保つ必要



4 災害協定の締結

①災害時における物資の輸送及び供給等に関する協定書

＜協定先＞一般社団法人AZ-COMネットワーク（令和6年1月締結）

＜協定内容＞

災害時における物資の輸送、物資拠点における物資の受入れ、仕分け、在庫管理及び払出し、応急生活物資の供給等

- ・ AZ-COMネットワークは、株式会社丸和運輸機関により、2015年に設立された中小のトラック運送事業者を中心とする会員制のネットワーク（会員数1,800以上）
- ・ 内閣府より、災害対策基本法における指定公共機関に指定



②災害時における入浴機会の提供に関する協定書

＜協定先＞愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合（令和6年12月締結）

＜協定内容＞

市内の避難所等で生活している方、断水又は自宅の入浴設備が被災している等の理由により入浴できない方に対して、入浴機会の提供

- ・ 愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合には、普通公衆浴場（いわゆる銭湯）が加入（市内で40を超える施設）
- ・ 災害救助法により、被災者の入浴料は国庫負担の対象



5 避難情報発令基準の改定

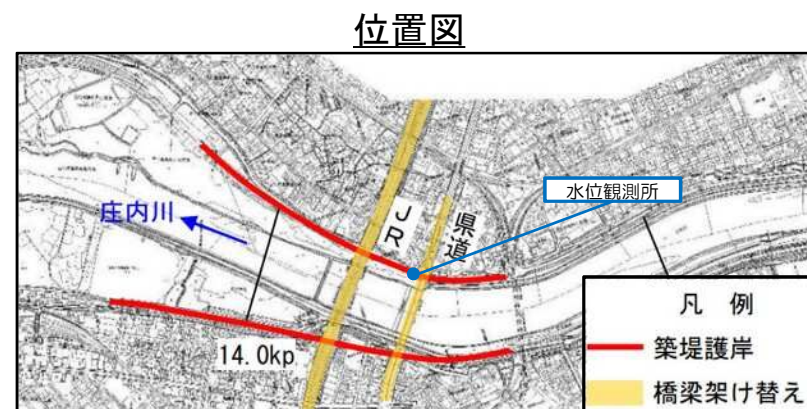
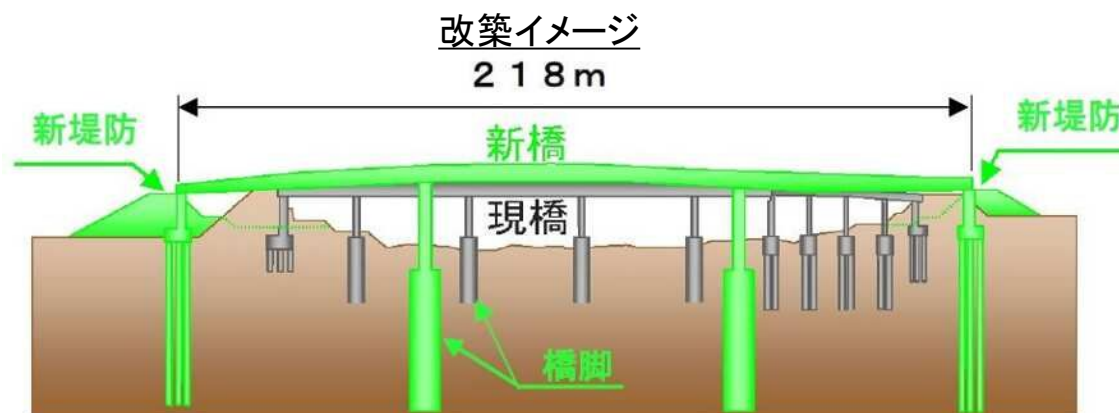
今後の県道枇杷島橋の架け替え工事の影響で、ポンプ場の運転調整の基準となっている水位観測所が撤去されること等から、運転調整の基準となる水位観測所および基準水位が見直された



上記見直しを踏まえ、本市の避難情報を改定

県道枇杷島橋改築事業の概要

庄内川の狭窄部である枇杷島橋が架かる地区において、国による堤防整備工事にあわせて、県道枇杷島橋を改築し、河道断面の確保を進めている。



5 避難情報発令基準の改定

避難情報（河川洪水・ポンプ場排水調整の基準）の見直し

河川名	水位観測所(所管)	基準水位(m)等		区名	対象地域 下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)
		高齢者等避難	避難指示		
庄内川	志段味	5.65 5.90	5.90 6.40	北	辻・清水・金城・東志賀・光城・川中・味鏡・西味鏡・楠・如意・楠西
				西	城西・榎・枇杷島・児玉・庄内・山田・平田・比良・大野木・浮野・比良西・中小田井
				守山	小幡・小幡北・守山・西城・二城・白沢・鳥羽見・瀬古・志段味東・志段味西・吉根・下志段味・上志段味
	枇杷島	8.30 8.40	8.50 8.60	千種	大和・上野・自由ヶ丘・富士見台・千代田橋
				東	山吹・旭丘・明倫・矢田・砂田橋
				北	全学区
				西	全学区
				中村	全学区
				中	名城
				熱田	千年・船方・野立・大宝
				中川	全学区
				港	中川・東海・成章・大手・港西・稲永・野跡・小碓・正保・明德・当知・西築地・港楽・高木・神宮寺・西福田・福春
				守山	小幡・小幡北・苗代・守山・西城・二城・白沢・甘軒家・鳥羽見・瀬古・志段味東・志段味西・吉根・下志段味・上志段味

河川名	水位観測所(所管)	基準水位(m)等		区名	対象地域 下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)
		高齢者等避難	避難指示		
矢田川	瀬古	4.75 5.20	5.00 5.50	千種	大和・上野・自由ヶ丘・富士見台・千代田橋
				東	山吹・旭丘・明倫・矢田・砂田橋
				北	六郷・六郷北・飯田・宮前・名北・辻・杉村・大杉・清水・金城・東志賀・城北・光城・川中
				西	那古野・幅下・江西・城西・榎・南押切・栄生・枇杷島・児玉・上名古屋・庄内・稲生
				中村	全学区
				中	名城
				熱田	千年・船方・野立・大宝
				中川	広見・露橋・八熊・八幡・愛知・篠原・常磐・昭和橋・玉川・野田・荒子・中島・西中島・正色・五反田・長須賀
				港	中川・東海・成章・大手・港西・稲永・野跡・小碓・正保・明德・当知・西築地・港楽・高木・神宮寺
				守山	苗代・守山・西城・二城・白沢・甘軒家・鳥羽見・瀬古